

表示に関する基準案の 参考資料

平成20年12月24日

環 境 省
農林水産省

目 次

1. ペットフード公正取引協議会の概要
2. ペットフードの表示に関する公正競争規約
3. 公正競争規約における原産国名の表示
4. 公正競争規約(解説)における賞味期限設定の条件
5. 公正取引規約における原材料の表示
6. 加工助剤等の表示免除
7. 用途名を併記すべき添加物
8. 表示の省略が可能な事例

1. ペットフード公正取引協議会の概要

1. 設立の目的

「ペットフードの表示に関する公正競争規約」の円滑かつ適正な運営を運用する任意団体（昭和49年設立）で、規約を通じて、公正な競争の確保と消費者保護に寄与

2. 会員：51社（平成20年12月現在）

国内製造者、輸入販売者など表示の責任を持つ事業者（ブランドオーナー）が加入し、国内販売量の90%以上をカバー

3. 主な活動内容

- ・公正競争規約の協議会内外への周知徹底と理解啓発
- ・公正競争規約の遵守状況の調査と違反の対応手続（ペットフード「試買検査会」の開催など）
- ・公正競争規約及び関連法令違反の未然防止の取組み（会員内外への表示講習会の実施など）

2. ペットフードの表示に関する公正競争規約

1. 「不当景品類及び不当表示防止法」に基づきペットフード公正取引協議会が制定した表示基準
2. 制定に当たっては、消費者団体、流通団体、有識者の意見・評価を受け、その後公正取引委員会から認定されることが必要
3. 公正競争規約による表示事項とその記載例は右図のとおり

ドッグフード

■成犬用総合栄養食

■内容量:3kg

■与え方:成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。

■賞味期限:210814

■成分:粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

■原材料:穀物(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、動物性油脂、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)

■原産国:日本

■販売者:ABCペットフード・株式会社
〒100-0000 千代田区神田〇〇町1-2-3
製品に関するお問い合わせ 03(1234)5678

この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、成犬用の総合栄養食であることが証明されています。

3. 公正競争規約における原産国名の表示

(公正競争規約施行規則)

原産国名については、輸入品にあつては、原産国名を表示する。また、国産品については、原産国名表示を省略することができる。また、「国産」又は「事業者名及び事業所あるいは製造所の所在地名」で表示することができる。ここでいう原産国とは、最終加工工程を完了した国をいう。

ただし、次に掲げる行為は、これに該当しないものとする。

ア 商品にラベルを付けその他の表示をすること

イ 商品を容器に詰め又は包装をすること

ウ 商品を単に詰合せ又は組合せること

(解説)

原産国とは、ペットフードの製造工程のうち最終の加工工程が行われた国を指し、2カ国以上で製造が行われた場合には、その最終加工工程が行われた国をもって原産国とします。ただし、最終加工工程には、充填や包装工程は含まれません。したがって、リパックなどの再包装作業は、最終加工工程ではありません。海外の複数の国で製造された粒を、日本国内で均等に同量ずつ混合・包装するような場合は、原産国は海外のどちらか一カ国を表示します。

4. 公正競争規約(解説)における賞味期限設定の条件

賞味期限の設定に際しては、下記の条件を満たし、かつ、その期間は3年を超えないこと

1. 製品の水分が製品表記の水分保証値を超えないこと
2. 製品に含まれる油脂の過酸化価が50 meq/kgを超えないこと
3. 製品に含まれる揮発性塩基態窒素が原則として50 mg%を超えないこと(ただし、魚を原料とした間食だけについては250 mg%を超えてはならない)

5. 公正取引規約における原材料の表示

原材料名の表示は、使用量の多い順に、次の事項を記載

- ・原料・・・主な原料を穀類、でん粉類等の分類名、又はとうもろこし、コーンスターチ等の個別名で記載
- ・添加物・・・ペットフードの製造に使用した添加物の個別名を記載。添加物を甘味料、着色料、増粘安定剤、酸化防止剤および発色剤の目的で使用した場合は、用途名も併記

【表示例】

小麦、チキン、ビタミンA、ビタミンD、増粘安定剤(カラギナン、グァーガム)

注：主な原料の合計が80%以上となること。単品で10%以上使用している原料名は必ず表示

6. 加工助剤等の表示免除

<食品衛生法>

添加物のうち、以下のものは表示が免除される

- 加工助剤(食品の加工の際に添加される物であって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう)
- キャリーオーバー(食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されない物であって、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう)
- 栄養強化の目的で使用されるもの

<公正競争規約(解説)>

ペットフードの製造・加工段階で使用される添加物は、以下のいずれかの条件にあてはまる場合、加工助剤とみなし表示は免除される

- 最終製品に包装される前に、ペットフードから除去されるもの
- ペットフード中に通常存在する成分に変えられ、ペットフード中に天然に存在する成分の量を有意に増加させないもの
- 最終製品中に、ごくわずかなレベルでしか存在せず、ペットフードそのものになんら影響を及ぼさないもの

7. 用途名を併記すべき添加物

<食品衛生法>

甘味料
着色料
保存料
増粘剤、安定剤、ゲル化剤又は糊料
酸化防止剤
発色剤
漂白剤
防かび剤又は防ばい剤

<公正競争規約>

甘味料
着色料
保存料
増粘安定剤
酸化防止剤
発色剤

8. 表示の省略が可能な事例

＜食品衛生法関係＞

一部の食品（食肉、生かき等）を除き、容器包装の面積が30 cm²以下であるものは、表示（名称、使用した添加物、製造者氏名・所在地、賞味期限等、保存方法など）を省略することができる

＜公正競争規約関係＞

内容量が100g以下の缶詰容器、または表示可能面積が120cm²以下の場合を目安として、表示すべき栄養強化剤について個別名を省略し、「ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類」と表示することができる